宮 環 業 第 ７８号
令 和 ５年 ９月 １４日

各自治会長　殿

宮崎市長　清山 知憲
（公印省略）

令和5年度市民一斉清掃における実施計画書の提出について（依頼）

秋晴の候　貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
日頃から、本市の環境行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、本年も「宮崎市自治会連合会主催」の市民一斉清掃が、令和5年１１月１２日（日）に開催されます。
つきましては、市民一斉清掃に伴うごみの収集を下記のとおり実施しますので、別添の実施計画書をご提出いただきますようお願いいたします。
なお、清掃に関する注意事項等につきましては自治会連合会からの文書をご参照ください。

記

【重点清掃区域のごみ収集】

１　ごみ収集は、<u>午前10時30分から開始</u>します。

重点清掃区域の集積箇所は、各地区自治会連合会長から案内がありますので、ご確認をお願いいたします。

【一般清掃区域のごみ収集】

１　ごみ収集は、<u>午前10時30分から開始</u>します。

２　宮崎市自治会連合会の判断で清掃を延期した場合には、１１月１９日（日）当日に収集を行います。
※<u>各自治会の判断で清掃を延期した場合、ごみは収集できませんのでご注意ください。</u>

３　実施計画書の提出

（1）　提出期限：**<u>令和5年10月13日（金）必着</u>**（厳守でお願いいたします。）
実施計画書の提出がない場合は、<u>収集できません</u>のでご注意ください。

（裏面に続く）

（2） 提出方法：以下のいずれかの方法でご提出ください。

①郵送する。（同封の返信用封筒をご使用ください。）

②ＦＡＸする。（ＦＡＸ番号：２１－１６８６）

③市ホームページに掲載されている「市民一斉清掃実施計画書」に入力後、電子メールで送付する。（E-mail：09gyoumu@city.miyazaki.miyazaki.jp）

※掲載されているページへは以下の手順でお進みください。

市トップページ＞くらし・手続き＞ごみ・環境＞環境保全＞一斉清掃できれいなまちをつくりましょう！

ＵＲＬ：http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/life/trash/environment/67002.html

（3） 注意事項

- 実施計画書の排出見込量に記載がない場合は、当日にごみ・資源物・排土が排出されても収集できませんのでご注意ください。
- 収集車（4t車両）が進入できない細い路地などに、集積箇所を設けないようにお願いします。
- 実施計画書の「⑤ごみ集積箇所」は、前回の「環境美化の日」または「市民一斉清掃」と同じである場合、該当するいずれかの（　）内に〇印をお願いします。また、前回のどちらとも違う集積箇所の場合のみ、「⑥ごみ集積箇所見取図」の記入をお願いします。
- 「⑥ごみ集積箇所見取図」欄を記入される場合は、場所が特定できるような目印になる建造物の記入をお願いします。
- 不明なことがございましたら環境業務課（TEL：２１－１７６２）までお問い合わせください。

4　土のう袋は、環境業務課、道路維持事務所、佐土原は総合支所地域市民福祉課、田野・高岡・清武は各総合支所農林建設課、各地域センター、地域事務所で配布しております。

5　側溝等の泥上げを計画し、排土が出る場合は、土のう袋に入れて水分を切って集積箇所に置いてください。土のう袋に土を入れる際は半分程度でお願いします。（排土以外は入れないでください。）

なお、収集は、旧宮崎市域は道路維持課委託業者が清掃当日以降に、佐土原・田野・高岡・清武町域は各総合支所農林建設課が翌日以降に行います。

（収集に数日を要する場合があります。）

※　ボランティア袋、市指定袋は使用できません。

●回収の問い合わせ　ボランティア袋：環境業務課　TEL21－1762

土のう袋：道路維持課　TEL21－1802

（文書取扱：環境業務課　TEL21－1762　FAX21－1686）